

介護報酬の削減に反対する意見書

介護保険制度は、高齢者福祉の核となる制度であり、その制度を担うのは、社会福祉法人をはじめとする介護事業者、そして、その第一線において、介護に従事する介護職員である。

急速に高齢化が進む我が国において、介護サービスの充実並びに介護職員の人材確保及び処遇の改善は、まさに国家的課題である。

しかるに政府は、今回の介護報酬改定について、処遇加算を含んでも2.27%のマイナスを打ち出した。このことは、介護事業所・施設の経営に大打撃を与え、介護現場の低賃金と慢性的な人手不足を加速させ、3割が赤字経営になっている特養ホームで閉鎖や新增設の中止など「介護難民」の増大を招くものである。

全国老人福祉施設協議会は2月13日、厚生労働省で会見し、改定された「介護報酬」の引き下げによって、特別養護老人ホームの5割近くが赤字となるとの試算をした。樋原市の介護事業者においても介護報酬の削減についてはマイナスの影響しかないなどの意見が上がっている。

よって政府においては、社会福祉法人をはじめとする介護事業者が健全で安定した経営ができる、かつ、その事業を支える人材が今後も確保され、誇りをもって介護に従事することができるよう介護報酬の削減に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年3月26日

樋原市議会

《送付先》
内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」に位置付けられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業です。

しかしながら、平成22年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど現場のニーズに十分に応えられていない実態がありました。

平成24年度から現政権下のもと、予算規模は回復をしてきているものの、いまだ平成21年度以前の水準には戻っていない状況であることから、政府においては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記事項について最大限配慮するよう強く要望致します。

記

1. これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。
2. 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。
3. 土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進、及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年3月26日

権原市議会

《送付先》
内閣総理大臣 農林水産大臣 国土交通大臣